

第百十四回国会 参议院大蔵委員会会議録第三号

平成元年三月七日(火曜日)

午後二時四十分開会

委員の異動

二月十四日

補欠選任

村上 正邦君

鳩山威一郎君

中野 明君

峯山 昭範君

秋山 肇君

野末 陳平君

二月十五日

補欠選任

上杉 光弘君

河本嘉久蔵君

鳩山威一郎君

大浜 方栄君

二木 秀夫君

梶木 又三君

二月十六日

補欠選任

峯山 昭範君

中野 明君

三月六日

補欠選任

大浜 方栄君

坂元 親男君

三月七日

補欠選任

坂元 親男君

大浜 方栄君

坪井 一宇君

二木 秀夫君

斎藤栄三郎君

林 健太郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

食糧庁業務部 入課長 永田 秀治君

本日の会議に付した案件

○農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(梶原清君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、坪井一宇君、斎藤栄三郎君が委員を辞任され、その補欠として二木秀夫君、林健太郎君がそれぞれ選任されました。

○委員長(梶原清君) 農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。村山大蔵大臣。

○国務大臣(村山達雄君) ただいま議題となりました農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和六十三年におきまして、東北、北関東を中心として低温等による水稲の被害が異常に発生したことに伴い、農業共済再保険特別会計の農業勘定の再保険金の支払いが著しく増大するため、この勘定の再保険金の支払い財源に不足が生ずる見込みであります。本法法律案は、この勘定の再保険金の支払い財源の不足に充てるため、昭和六十三年において、一般会計から、三百二十二億五

百九十一万九千円を限り、農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れることができることとしようとするものであります。

なお、この一般会計からの繰入金につきましては、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定におきまして、決算上の剰余が生じた場合において、この剰余から同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、この繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り戻さなければならぬことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(梶原清君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 一番最初に大蔵省にお尋ね申し上げます。私は、この共済問題について、五十七年の二月の大蔵委員会で同じような問題を取り上げまして質問を申し上げました。そのときの議事録をもう一回読ましていただいたのでございますが、最も国会、参議院の中で権威ある大蔵委員会の調査室の発行したこのプリントを見てもそう思うのですが、ここにこういふこと書いてあるわけです。「しかし、現行の農業共済再保険特別会計法には、このような異常災害が生じた場合の支払財源補填のための資金を、一般会計から同特別会計農業勘定に繰り入れることのできる規定が設けられていない」と書いてある。私は、こういう問題につきましては、毎度毎度同じような質疑をしなくても、特会に自動的に繰り入れられるような措置を講じ

ておいたらいんじやないかということをお前指摘をいたしました。ところが財政節度という言葉で、何が節度だかよくわからないのであります。そういう言葉で、よく検討してみたらどうかというのを私は注文として申し上げておいたのでございますが、大蔵省においてその後の検討経過と、なおこの問題に対しての対応についての考え方をまず聞かしていただきたいと思ひます。

○政府委員(寺村信行君) 農業共済再保険は、長期間にわたりました収支が均衡するように本来仕組まれるべき性格のものでございます。したがって、その事業の収支を明らかにするために特別会計を設けて、一般会計と区分経理をしていくところでございます。

ところで、ある程度の規模の異常な災害が発生いたしました場合には、この特別会計の中に再保険金支払基金勘定がございまして、そこからの資金繰りで対応ができる、こういう仕組みに一応はなっております。今回、六十三年の災害はこのような再保険金支払基金勘定からの資金繰りでは対応できないほどのかなり異常な災害でございまして、したがって、一般会計から繰り入れをするということをお許しいただきたいということ、この法案を提出させていただいているわけでございまして、私もその後いろいろ検討したの

でございますが、あくまでこの措置はやはり特殊、異例な措置ではないか。そういったこと、やはりその都度法案という形で御審議をいただく。これまでもそうございましたが、その都度農業共済のあり方、保険設計の仕組みについてのいろいろな御議論が出ておるわけでございまして、そうした御審議をいただくことによりまして、本来収支均衡すべき制度が適切に運営されているかどうか、適切な保険設計が行われているかどうか、あるいは制度の健全性が農業の置かれました環境の変化に十分対応しているかどうかという御議論をしていただくことが制度の健全性を守るためにも必要ではないか、このような観点から、財政節度ということを守るためにこの

ような形で御審議をいただくことが妥当ではないか、このように考えているわけでございます。

○鈴木和美君 毎度同じ説明でございまして何ら進展がございせん。私が問題にしていることは、二番目のところでも当時問題にしたと思うのですが、農業という問題に対して最近いろいろ議論の対象になつていまして、農業が国の基幹産業であるというのであれば、やはり日本の農業を保護していくという立場に立たなきやならぬと思つております。ところが財政節度の方からいふと、どつちかという大蔵省は出したくないという方から財政節度とか点検とか、そういうものが行われているような感じがしてならないのです。ですから、もう少し災害の被害とか、特別の災害であるとかというふうなことに對しては、もつと手厚いことを考えるというのであれば、制度的にも自動的にそういうものに繰り入れられるという制度をやつぱり設けておくべきだと私は思ふのです。これはもう一度どうせ質問しても同じ

答弁でございまして、またもう一回検討をお願いを申し上げておきたいと思ひます。

その次は、当時私は勉強不足で大変申しわけなかつたのですが、果樹共済についてちよつと農水省にお願いしたいのです。

果樹共済というのは、私の当時の理解では善良というのですか、善良農家がなかなか保険に入らないということがあつて、いつも赤字の状態がつけられていた。それで優良農家をどうやって入れることを考えて保険というものを収支均衡合わせしていくのかということを考えているのかという質問をしたことがあるのです。四十九年から五十七年に何か改正になつて、五十七年から五十五年に何かお話があつたのですが、農家の加入状況とか、それから果樹共済の収支の現状を短く結構ですからお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(塩飽二郎君) 果樹共済の収支の状況につきましては五十五年、それから六十年に改正をしていただいたわけでございます。また改正の

ねらいは、母集団をできるだけふやしていただいて収支の改善に寄与していくという趣旨でやっていたわけでございます。それなりの効果は出てきておりまして、かつては四百億を越す不足金の累計があつたわけでございますが、最近はずかながら改善をされておりました。六十二年末におきましては三百八十一億余の、依然として不足でございますけれども若干減少の傾向が出てきていふことが言えます。

しかし一方では、果樹共済の加入率につきましては、大変制度の改正あるいは皆さん方の努力による加入の増加のためのそれなりの努力はいたしておりますけれども、残念ながら全般的には、県によつてこれはかなり違いがございまして、六十三年度でいいますと、加入面積が六万ヘクタール、かつては六万三千ヘクタールぐらゐあつた時代もございまして、六万ヘクタール、比率では二四%を若干切る程度になつていましてござい

ます。

○鈴木和美君 そうしますと、この表で見させていだきまして、六十二年度末の不足金累計は三百八十一億と、こう書いてありますね。これは最近安定的に推移しているという農水省の評価でございまして、安定的ということに断定してよろしいと思ひますか。

○政府委員(塩飽二郎君) 保険でございましてから災害の発生によりましては収支の状況に非常に影響が一方で出てくるわけでございまして、幸いに果樹共済の場合、制度発足以来、連年のように大きな災害がありまして、それが不足金の累増に響いたわけでございまして、最近では比較的果樹関係の災害が少ないということが一方では原因としてあるかと思ひます。

しかし一方では、先ほど申し上げましたが、十五年の制度改正あるいは六十年の制度改正によりまして、果樹農家の中でもとりわけ専門的な農家の方の保険に対する希望をきめ細かくとらえたタイプの仕組みも導入をいたしましたので、その結果が、これは一例でございまして、特定

の危険のみを保険に付するという特定危険方式という制度がございまして、それなどを活用いたしまして加入者がふえてきているという側面もございまして、災害の動向にもよりまして、こういう過去の制度改正がやつぱり効いてきているという側面はあるというふうに見ております。

○鈴木和美君 時間がございませぬので深くお聞きするわけにいきませんが、お話を承つて限りにおいては、私の勉強不足もございまして、逐年安定の方向をたどつていまして、努力されていふことも評価できますので、どうぞこれからも安定的に推移するように、さらに努力をお願い申し上げたいと思ひます。

次の問題ですが、水稲の問題で、共済掛金の料率の問題ですが、これは何で二十年間の実績を基礎にしているのかということをお尋ねしたいのです。

実は、私も最初は、最近品質の改良とか病虫害の駆除とか、技術の革新とか改革とかというのが農業団体においても農家においても進んでい

るから、まあ比較的二十年とかいう長い期間をとらなくても十年であつてももう大丈夫じゃないのかと、むしろその方が農家は助かるのじゃないのかと思つておつて数字を見たら、ちよつとそうは言えないなということを感じつても、理屈上は何で二十年間できなからぬのかというのがまだ私は納得いかなないので、もう一度説明していただけないか。

る、災害が起きても被害をできるだけ少なく食い
とめるような技術というものが出てきております
から、そういう意味では最近の動向をとればそれ
だけ保険の面でも、あるいは料率の算定の面でも
いいという面はあるかと思いますが、やはり災
害でございまして、必ずしも年を追ってより災
害の起き方が安定してくるというとは言えない
わけでございます。現にごく最近ではかなり集中
して災害が起きているという動向がございませ
したが、最近の比較的短い期間のみを料率の
算定の基礎にいたしますと、現実には現在使つて
おります二十年のタイムに比べましてそれぞれ料
率が、これは組合単位で料率を算定をいたして
おりますので、組合によってもちろん違つてお
りませんが、平均的に見ますと、いずれの地域に
おきましても過去二十年に比べて直近の十年を
とつた場合の方が若干ながら料率が高くなるよ
うな、そういうことになってくるわけございま
す。といひますのは、この料率の背景になってお
ります被害率というのは、現実には起きている被害
率をベースにせざるを得ないわけございまし
て、過去の災害の起り方が当然反映されるとい
うことになりまして、そういうことをいろいろ
考えますと、やはり二十年間ぐらいのタイムをと
ることによりましてならしていくことが、やはり
被害に対するカバレッジ、それから料率の算定の
両面からいってより適切なものではないかという感
じを持つておられるわけでございます。

○鈴木和美君 今の問題は、しばらくの間はやっ
ぱり二十年間というものを動かさないで踏襲して
いきたいという答弁であると承つてよろしゅうご
ざいますか。

○政府委員(塩飽二郎君) 基本的にはそうござ
いますけれども、二十年というのは固定はいたし
ておりませんで、毎年というわけにはいきませ
んけれども、三年ごとに二十年の期間のとり方を変
えてきておられるわけございまして、直近の三年間
の被害の起り方をその二十年の中に組み入れる
ように、ローリングをして算定をいたすことにな

たしておりますから、二十年ではございませぬけ
ども、やはり最近の技術の動き、あるいは災害の
起り方をそういう形で三年ごとに反映をさせる
という仕組みでやっておりますし、やはり今後も
そういうことでやる必要があるのではないかと
うふうに考えるわけでございます。

○鈴木和美君 わかりました、それは。

もう一つの問題は、共済制度で仮に被害のあつ
たところのないところというものが、掛金にお
いても同じ負担していると被害の少ないところ
というのは年がら年じゅう掛金出しつ放しですわ
ね、保険ですから。そういうようなことを考える
と、全国的に被害の多い地域と、それからそうで
ないところ、県においても多いところ少ないところ
というふうなところは掛金において差がついて
いるのですか、それとももう少しこれから均衡す
るようには検討するということをお考えがあるのか
ないのか、そこを伺いたい。

○政府委員(塩飽二郎君) 掛金の算定は、これは
農作物、米なら米によりまして一つの算定のユ
ニットになるわけでございますが、それも全国一
律とかということではございませぬで、組合を単
位に掛金の算定をすることにはいたしております。
組合は組合の広がり、一つの算定の広がりである
ということにいたしておりますが、だんだん組合
自体が広域化をいたしてきておりまして、一つの
組合の中にも生産条件がかなり幅が出てまいつて
おりますので、被害の態様がそれだけ広がつてき
ておられるわけでございます。

そこで、同じ組合の中でも被害の発生の違いを
的確にとらえるという見地から地域を指定をいた
しまして、組合の中をさらに細分化して掛金の算
定ができるという仕組みをとつておられるわけ
でございます。

それからまた、被害が全く発生しなかつたとい
うようなケースにつきましては、掛金の無戻りし
という制度を適用することにはいたしまして、それ
ぞれの農家の保険需要に対応することができると
うな仕組みにしているわけでございます。

○鈴木和美君 最後の問題ですが、共済金支払い
の対象となる被害の要件、つまり減額割合の緩和
ということの観点なんです、一筆方式とか半分
の相殺とか全部の相殺とかという方式がございま
すね。この中で農家が一番選んでおられる方式は
どれか。それから、多分一筆方式が多いのだから
と私は思うのですけれども、どんな程度になつて
いるか。それから、そういうところの俗称足切り
と言われる、三〇%だったですか一筆方式は、
こういうものをこれから農家の被害というふうな
ものに対して手厚い方法をとるといふ意味にお
いて、こういう足切りの緩和をやるような気持ちは
ないのかということをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(塩飽二郎君) 農業共済もこれは相互
扶助を基礎にいたしました保険の仕組みをとつて
いるわけでございますので、現実には発生した被
害を全部の財政負担の裏打ちがございまして保険
の中で対応していくということは、やっぱり限界
がございませぬ。やはり農家にとつては基礎的な管
理の責任というのには当然あるわけでございます
ので、そういう基礎的な部分については農家の自助
努力による損害防止というものに期待をせざるを
得ないわけでございます。そういう観点から足切
りという考え方を制度の中に導入をいたして
おられるわけでございます。

しかし一方では、この足切りはそういった観点
から設けておりますけれども、被害の発生をいた
した場合は被害のとりえ方の難易という観点も同
時に加味をいたしまして、今先生の方からお話の
ございまして、一筆ごとに被害をつかまえて
いく一筆単位引受方式、これが三割を超える減
収があつたときに補てんをするというところで、
いわゆる三割の足切りになつておられるわけござ
いませぬが、この一筆単位方式は約七割ぐらい、金額
で言いますと加入率がございませぬ。

ていくいわゆる半相殺農家単位方式、これが二
割ぐらいございませぬ。それから農家の持つてお
られる圃場の収獲量、したがって被害量を全部合
算してとらえるというやり方、全相殺方式という
方式がございませぬ。これが八割ございまして、
それぞれ一筆単位は三割、半相殺農家単位は二割、
全相殺の農家単位の場合には一割という足切りの
差がございませぬが、それぞれの方式の特質がござ
いまして、また発生する災害の態様によりまして
それが絶対有利かということを言うのはなかなか
難しいわけでございますが、現実には先ほど申し
上げたような七割が一筆単位方式になつて
いるという現状でございます。

○太田淳夫君 今回の法案の趣旨につきましては
先ほど御説明がありました。それを拝聴してござ
いますと、支払い財源の不足に充てるために一般
計から資金を繰り入れるということでございます
が、このような繰り入れ措置は最近でもたびたび
行われておられるわけでございますが、例えば昭和五
十一年度には四百五十二億、昭和五十五年度は
千三百八十二億、昭和五十六年度も四百七十
億、昭和五十八年度は百十億、というぐあいに
繰り入れが行われておられるわけでございます。こ
のようにたびたび繰り入れが行われるということ
は、やはり保険設計自体に無理があるのじやない
か、こう思うわけですが、その点どのようにお考
えでしょうか。

○政府委員(塩飽二郎君) 確かに今先生の方から
御指摘がありましたような経緯をたどつてきて
おられるわけでございます。そして今回、昨年の冷害を
受けまして再保険特別会計に三百二十二億余の
新たな繰り入れをお願いをいたしておられるわけ
でございますが、その結果四百五十二億程度の繰り入れ
後の残高が特別会計に生ずるわけになるわけ
でございます。今後の繰り戻しの可能性につきま
しては災害の発生に依存する面が非常に大きいわけ
でございますので、いつまでも一般会計の方に戻す
ことが可能になるのかということの的確に申し上げ
ることは非常に困難なことでございます。

しかし、これまでも一般会計から農業勘定に繰り入れられた金額についてはかなりの額の繰り戻しが行われてきているわけではございません。いつまでということも難しいわけではございませんけれども、私どもは今の保険の農業災害保険制度の仕組みを維持することによりまして、農業勘定から一般会計への繰り戻しは可能になるというふうに見ているわけではございません。

○太田淳夫君 将来の方向としまして、農水省の中でもこの農業共済補償については研究会をつくって検討中ということも承っているわけではございませんけれども、どのような方向で見直そうとされているのか、お伺いしておきたいと思うので

○政府委員(塩飽二郎君) 農業災害補償制度はこれまでにも何回か改正をしております。一番最後の改正は昭和六十年に行われたわけではございません。それから五年近く経過してきているということもございしますが、一昨年に農政審の答申というものが行われまして、農政の展開がその農政審の出した報告に基づいて行われてきているわけではございません。

農業災害補償制度のあり方あるいは運営につきまして、その農政審の答申の方向に即して、その一環として見直しをやっていく必要があるのではないかとこのように考えまして、昨年から専門の方々に御参集をいただきまして現在検討をしているわけではございます。約一年ぐらいかけて検討結果をまとめていただきたいと思います。考えておるわけではございますが、具体的な検討の内容につきましては、現在の時点ではまだ研究会の検討が十分行われておりませんので、私どもとして的確に申し上げるのは困難でございます。

いずれにいたしましても、農政審が求めておる足腰の強い農業を確立していくという方向に即して、最も基礎的な制度でございまして災害補償制度についても、より一層生産性の高い農業生産を実現していく上での災害補償制度面からの対応を図っていくために、改善すべきものは改善すると

いう見地から取り組みたいと考えているわけではございません。

○太田淳夫君 我々は米の自由化については反対の立場でおるわけではございますが、国際競争力のある生産コストをどのようにして米について実現するかということも最近いろいろな方面で議論がされているわけではございます。

例えば全中は「二十一世紀を展望する農協の基本戦略」の中で、作業の効率化、大規模化などで米の三割程度のコスト低減を目指す、このように言われておりますし、また総務庁の行政監察結果によりますと、経営規模の拡大、効率的な機械作業などで生産コストを現在の半分程度に低減できる、こういう指摘もしているわけではございます。

政府としましては、このような最近の論議を踏まえてどのように受けとめてみえるのか、今後の対応についてもどのようにされるのか、その点ちよつとお聞きしたいと思うので

○説明員(武政邦夫君) 今お尋ねの件は、ことしの二月に総務庁が勧告を行いました中に、最近におきます現地の優良な事例を例にとりまして、生産コストの低減について成功している例、かつまた規模拡大等の積極的な努力によつては生産費を著しく下げ得る努力がなし得るということを示した点、また全農が今回いろいろな運動方針として出したものをお指しになつておると考えております。

農林省といたしましても、ここで具体的にコスト低減の目標をいつどの程度までかということを示すことは難しいのでございますが、実は六十一年十一月に、農政審議会を開いていただきました、その中におきまして、「二十一世紀へ向けての農政の基本方向」というものをお出しなさいたいしております。この中では、今後技術が開発され普及されて、さらに進んでいくことを前提としますと、さらにその技術が駆使し得る営農、土地条件、そういうものが確保された場合には大幅なコスト低減、このときには大体五割から六割程度ぐらゐのコスト低減ができるという試算を行つて

いるわけではございますが、このようなことが技術的には可能であるということをお我々としては考えているわけではございません。これにはいろいろな前提条件がありますので、その前提を抜きにして考えることはできませんが、こういうことを一つの参考にして生産性を高めていくということは、農林省としても非常に重要なことであるというふうに見ておるわけではございません。

今回の運動方針なり勧告は、我々の農政の基本的な方向に沿つたものというふうに見ておるわけではございません。これらの御報告や勧告をもとにしまして、我々自身も今後の農政を生産性を高めるといふ方向に進めてまいりたいというふうに見ておるわけではございません。

○太田淳夫君 また、国際の米相場ですか、その動向というのを見てみますと、国際指標であるタイ貿易取引委員会の輸出価格というものは、昨年六月下旬から十二月初旬まではトントン当たり三百ドルで推移してきましてけれども、その後下落をしまして、今年の一月下旬には二百六十五ドルまで下がつておる、こういうような状況になつておるわけですが、長期的には米の価格動向についてはどうなるのか、どのようになつておるとお見えておるのか、また、政府としてはどのような対応方針を立てられておるか、その点をお聞きしたいと思つておる。

○説明員(永田秀治君) ただいまお話しございましたとおりでございますが、米の貿易量というものは生産量のわずか三、四%と極めて低い状況でございます。したがって、国際価格の変動というものはほかの穀物に比べて大きく動くという性質がございまして、今申し上げたような点でなかなか見通しを申し上げることは難しいわけではございませんけれども、一九八七年産は東南アジアの干ばつでありまして、あるいは水害等がございまして、生産が減少し、在庫水準が低下したということもございまして、八八年産の供給量はかなり豊富であつたということから、当面は現在程度の価

格、先ほど先生おっしゃつておりましたが、ことの三月現在ではトントン当たり二百七十五ドル水準になつておりますが、大体そんな価格で当面は推移するのではないかと考えております。

○吉井英勝君 私は、まず農業共済に関連して三點伺いたいと思つておるが、一つは、農業災害の発生時に激甚災害法や天災融資法の適用される地域の場合ですと、通常、所得税、住民税、固定資産税などについては減免の措置がとれますね。今回、四月一日から実施されようとしております消費税の場合、どういふ措置を考えておられるのか、これをまず伺いたいと思つておる。

○政府委員(塩飽二郎君) 昨年の東北を中心とする冷害の発生の際には、今先生の方からお話があったように、被害を受けられた農家の所得確保の見地から、税制上の特例措置につきまして、大蔵省あるいは自治省の方で的確な措置がとられるように農水省から申し入れを行い、対応措置をとつていただいたわけではございますが、消費税との関係はどうかという御質問、ちよつと御質問の趣旨が十分よくつかめなかつたわけではございませんので、ピンと外れのお答えになるかと思つておるが、被害農家の場合も、四月一日から消費税がスタートすることによりまして、その売り上げについての課税の対象になる農家あるいは三千万の免税農家の分類によりまして、それぞれの対応が出てくるわけではございますが、私どもの理解では、農家の場合、九九%程度の農家が年間の売り上げが三千万未満のいわゆる免税農家に該当をいたしております。

したがつて、その売り上げのマジジン部分については消費税の問題は原則として発生しないわけではございますが、御案内のように資材の購入等におきまして当然消費税が含まれておるものをおかぶるわけではございますので、そういう面からは消費税の問題が発生をいたしてきますけれども、昨年の被害農家について特に消費税がどのようになつてくるのかということについての先生の御質問の趣旨が必ずしもよくわかりませんので、ちよつと

的確なお答えができないので大変申しわけないわけですが、以上のようなことでござい

○吉井英勝君 大蔵省の方に確認しておきたいと思うのですが、マージン分については多くは三千万以下だからというお話しございました。ですから、まず苗なり肥料なり種なりそれから農機具なり農家の生活にかかるものについては全部、いかに農業災害が発生したといえどもこれは通常の激災、天災融資法が適用される場合の直接税の場合とは違つて消費税についてどうも措置がない、こういうふうにも伺つたのですが、そういうふう

○政府委員(尾崎護君) 消費税の場合でございますが、災害による租税の減免等につきましては特例法として災害減免法というのがあるわけでございますけれども、消費税についてはこの災害減免法の規定の適用がございません。なぜかと申しますと、消費税は課税事業者が対価を得て行つた資産の譲渡等に対して課税するものであります。

したがしまして、例えば商店等を例にとつて考えてみますと、災害によつて商品がそこで滅失してしまつたという場合には、それを売るといふことがないわけでございますから、そこで消費税が発生するということがないわけでございます。一方、しかしその商品は過去において仕入れたものでございます。仕入れの段階におきまして、御承知のとおり即時控除ということで既にその仕入れ分の消費税につきましては控除してあるわけでございますから、既にそういう意味で税の負担はそこでもう清算がされておるということでございますので、実際に譲渡行為が発生しない限り消費税の負担ということが生じないわけでございます。したがしまして、特別の免除措置というものを置いてございませぬ。

○吉井英勝君 農業災害を受けた地域の農業者が農業資機材を購入する場合に、当然消費税分を払うわけですね。これについては減免等の措置はな

いすねということとして、これはそのとおりで

○政府委員(尾崎護君) お買いになつた方が課税業者でございますと、それは仕入れ控除ということとで実際上税負担を引いてしまふから、減免ということの必要はないわけでございます。それから、もし非課税業者でございますと、そもそも消費税の話の外に在るわけでございますから、これも減免という問題はないわけでございます。

○吉井英勝君 いや、みずから購入する分について三%負担しなさいいけないのだから、それはちゃんと負担しなければいけないでしょうということ、これについての減免の方法はないですね。

○政府委員(尾崎護君) それは免税事業者の場合をおつしやつておられるのかと思ひますが、そうであれば減免措置というものの対象になりませぬ。

○吉井英勝君 これはいづれにしろ農家の経営を考えた場合に、購入すべき資機材等については当然三%かかってくるわけで、生活についてもかかってくるわけで、一切減免といふのはないといふことで、ですからこの点では風水害その他災害に遭つたときに、所得税その他においては減免ないしは猶予の制度があるのですが、消費税の場合にはそれはないといふことで、税の追い打ちといふことは極めて過酷なものであるといふ点を指摘しておいて次に移りたいと思ひます。

オレンジの輸入に伴つて温州ミカンの廃園などが全国で二万二千ヘクタール、これは国の手で今進められておりますが、大阪でも温州ミカンの園の二六・三%、六百ヘクタールが廃園、こういうことが今進められようとしております。

そこで、そうするとこの廃園により病虫害対策はなされなくなりませぬ、廃園としたところは。その隣接の優良果樹園では病虫害の被害が出てくる問題とかあるわけですが、一つはこの予防なり果樹共済その他への被害補償の検討をしておられるのかどうか。もう一つは、廃園に追い込んでお

いて、廃園にすると今度は農地相続税の納税猶予制度の適用打ち切りなどが検討されているということも伺つておりますが、廃園に追い込むだけであつて税制上の配慮というのは何もないのかどうか。この点二点について伺ひたいと思ひます。

○政府委員(塩飽二郎君) 二つの御質問のうちの前段の共済と廃園との関連の御質問についてお答えを申し上げますと、果樹共済は当然病虫害を対象としたして行つてございませぬが、それはあくまで一般の果樹栽培者が行つた防除を行つても、なお病虫害による減収があつた場合に、果樹共済における事故として補償の対象とするに成るわけでございます。通常の防除を行なかつたために発生したと認められる減収量については、損害評価に当たつてその減収量を差し引くといふような措置も行われておりますが、ただいま申し上げたように、あくまで一般の栽培者が行つた防除、したがつてその中には廃園地からの病虫害の蔓延の防止策なども含まれる、そういう一般的な防除行為を行つて、なお病虫害による減収があつたといふような場合には、当然果樹共済による事故として共済の対象になつてくるわけでございます。

○政府委員(尾崎護君) まことに申しわけございませんが、ちよつと税金の関係がよく御質問の意味がわからなかつたのでございませぬ。

○吉井英勝君 廃園ということを進めておられます。廃園にした場合に農地相続税の納税猶予の制度、これが適用打ち切りということが考えられておると伝えられておりますが、廃園に追い込んでおいて税制上の配慮が何もないといふことになれば、これはこれでまた一つ問題なんです。この点はいかがお考えなのかを伺ひたいのです。

○政府委員(尾崎護君) 廃園になつた後その土地が農地でなくならずと、当然相続税の延納措置の適用はなくなりませぬ。

○吉井英勝君 これは廃園にしなさいといふことでさせるわけですね。当然廃園になつたところは病虫害の駆除等々はまずしなくなる。そうすると、隣接の優良農地の人がそこから来る分に対してもみずからやらないといふこと、これはどうもそういうお考えのようですね。それをやつてもまだ被害があつたら何とか考えましよう、ですからその点では廃園に追い込んでおいて優良農地への被害については対策をお考えでないといふこと、そういうふうには私には伺つたのですが、そういう理解でよろしいかどうか。これが一点と、やはり水田をやめてミカンをつくれと言われつたつたら、今度はミカン園をつぶせ、こういうことで廃園を避けようにもう意欲を奪われてしまふ。政府の言うことをどこまで聞いておつたらどういふことになるかわからぬじゃないかといふ、そういう農家の声というのが現実にあります。そういう農家の皆さんの声についてはどのようにこたえていられるのか、この点を伺つておきたいと思ひます。

○委員長(梶原清君) 時間が参つておりますので、簡単に御答弁いただきます。

○政府委員(塩飽二郎君) 今おつしやられたような過去のミカン園の造成の経緯なんか踏まえまして、自由化に伴う対策といつたして廃園を含むミカンその他の関連対象農作物についての措置がとられたといふふうには御理解をいただきたいと思ひます。

それから、果樹共済との関係につきましては、先ほど申し上げたように、やはり一定の一般の防除行為を前提として果樹共済の対象にするものであるといふことでございます。

○説明員(武政邦夫君) 廃園における措置でございますけれども、できるだけ私どもも集団的な優良農地は集団的な優良農地として残るよう的確にできるだけ私どもも指導しておりますし、できればそういう部分につきましては、また後継者がいないような場合につきましても、賃借権の設定等によりまして集団的な優良農地自身は残るような指導をしまひたいと思ひております。どうしてもだめな場合には伐採したミカン園の焼却等適

正な指導をいたしまして、隣接優良農地には影響が出ないようなそういう適切な指導はしてまいりたいと考えております。

○委員長(梶原清君) これにて質疑は結局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見もなければ、討論はないものと認め、これより採決に入ります。

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原清君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梶原清君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時二十八分散会

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案
農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

法律

1 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和六十三年度において、一般会計から、三百二十二億五千九百九十九万九千円を限り、同特別会計の農業勘定に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

三月三日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月二十一日)

一、農業共済再保険特別会計における農作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案

三月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、関税率法等の一部を改正する法律案

関税率法等の一部を改正する法律案
関税率法等の一部を改正する法律案
関税率法等の一部を改正する法律案
第一条 関税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第三条の二の見出し中「携帯貨物」を「輸入貨物」に改める。

物に改め、同条第一項中「輸入する貨物に対するを輸入し、又は政令で定めるところにより別送して輸入する貨物に対する」に、「附表」を「付表」に、「輸入する貨物の全部」を「輸入する貨物又は別送して輸入する貨物のそれぞれの全部」に改める。

第二十一条第一項中「左の各号」を「次に」に改め、同項第一号中「あへんその他の麻葉及びあへん吸煙具。但しを、麻葉、大麻、あへん及びけしがら並びに覚せい剤(覚せい剤取締法昭和二十六年法律第二百五十二号)にいう覚せい剤原料を含む。」並びにあへん吸煙具。ただし」に改める。

別表第二〇・〇一項及び第二〇・〇二項中「二五％」を「五〇％」に改める。

別表第二〇・〇六・一〇号中「牛のものの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)」の「に」を「に」に改める。

牛のものの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)
一 ほぼ肉及び頭肉
二 その他のもの

別表第二〇・〇六・二九号を次のように改める。
〇二〇六・二九 一 ほぼ肉及び頭肉
二 その他のもの

別表第一六〇・二五〇号中「二 二 その他のもの」

二 その他のもの
(一) 牛の臓器及び舌のもの
(二) その他のもの
A 牛の肉及びくず肉(臓器及び舌を除く。)の含有量の合計が全重量の三〇％未満のもの
B その他のもの
(a) 単に水煮した後に乾燥したもの
(b) 調味した後に乾燥したもの
(c) コーンビーフ
(d) その他のもの
イ 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)
ロ 気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。)
ハ その他のもの

別表第二七〇九・〇〇号中「三五〇円」を「三五〇円」に改める。

別表第二七一〇・〇〇号中「三、三七〇円」を「三、一三〇円」に、「二、一五〇円」を「一、九一〇円」に、「二、〇二〇円」を「一、八四〇円」に、「一、八九〇円」を「一、七二〇円」に、「八二〇円」を「六七〇円」に、「六三〇円」を「四八〇円」に、

別表第二七〇九・〇〇号中「三五〇円」を「三五〇円」に改める。

別表第二七一〇・〇〇号中「三、三七〇円」を「三、一三〇円」に、「二、一五〇円」を「一、九一〇円」に、「二、〇二〇円」を「一、八四〇円」に、「一、八九〇円」を「一、七二〇円」に、「八二〇円」を「六七〇円」に、「六三〇円」を「四八〇円」に、

別表第二七〇九・〇〇号中「三五〇円」を「三五〇円」に改める。

別表第二七一〇・〇〇号中「三、三七〇円」を「三、一三〇円」に、「二、一五〇円」を「一、九一〇円」に、「二、〇二〇円」を「一、八四〇円」に、「一、八九〇円」を「一、七二〇円」に、「八二〇円」を「六七〇円」に、「六三〇円」を「四八〇円」に、

別表第二七〇九・〇〇号中「三五〇円」を「三五〇円」に改める。

別表第二七一〇・〇〇号中「三、三七〇円」を「三、一三〇円」に、「二、一五〇円」を「一、九一〇円」に、「二、〇二〇円」を「一、八四〇円」に、「一、八九〇円」を「一、七二〇円」に、「八二〇円」を「六七〇円」に、「六三〇円」を「四八〇円」に、

別表第二七〇九・〇〇号中「三五〇円」を「三五〇円」に改める。

「五七〇円」を「四二〇円」に改める。

(関税法の一部改正)

第二条 関税法(昭和二十九年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五十一条に次の一項を加える。

2 税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、必要な期間を指定して前項の期間を延長することができる。

第五十七條第二項を削る。

第六十二條中「許可の取消」の下に、第五十一条第二項(保税倉庫に外国貨物を置くことができる期間の延長)を加える。

第六十八條第三項中「行なわれた」を「行われた」に改め、同項第一号中イ及びロを削り、ハをイとし、ニを削り、ホをロとし、ヘをハとし、トをニとし、同項第二号中「のうち、当該輸入割当てが申請に基づき自動的にされるものとされている品目以外のもの」を削る。

(関税暫定措置法の一部改正)

第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、「異なる期限」の下に「又は期間」を、「期限まで」の下に「又は当該期間内を加える。

第三条から第六条までの規定中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第六条の二及び第六条の三を削る。

第七条第一項、第七条の二第一項並びに第七条の三第一項及び第四項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。

第七条の四第一項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「四百四十円」を「二百九十円」に、「三百七十円」を「二百四十五円」に改める。

第七条の五第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(牛肉等に係る関税の緊急措置)

第七条の六 平成三年度から平成五年度までの各年度において、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、関税率法別表第〇二・〇一及び第〇二・〇二に掲げる牛の肉並びに同表第〇二・〇六・一〇号の一及び第〇二・〇六・二九号の一に掲げる牛のほほ肉及び頭肉(以下この条において「牛肉等」という。)のうち、指定日第一号に規定する協議を要請した日から四十五日を経過した日以後の日で、政令で定めるところにより大蔵大臣が指定する日をいう。から当該年度の末日までに輸入されるものに課する関税率は、

同法第三条(課税標準及び税率)の規定又は第二条の規定にかかわらず、同表に定める税率(別表第一(A)に税率が定められている場合にあつては、当該税率)に二十五パーセントを加算した税率とする。

一 当該年度における牛肉等の輸入数量が、次に掲げる数量のうちいずれか多い数量に百分の百二十を乗じて得た数量として大蔵大臣が告示する数量(以下この号及び次号において「牛肉等の輸入基準数量」という。)を超えるおそれがある場合において、政府が本邦に牛肉等を輸出している国(地域を含む。以下この号において同じ。)として政令で定める国(以下この号において「関係国」という。)に対して牛肉等の輸入数量に関する協議を要請し、当該協議に關し、当該協議を要請した日から三十日以内に当該協議を要請した関係国すべてとの合意が成立しなかつたとき。

イ 前年度における牛肉等の輸入数量
ロ 前年度における牛肉等の輸入基準数量
(平成三年度にあつては、三十九万四千トンを下らない数量で大蔵大臣が告示する数量)
二 当該年度における牛肉等の輸入数量が当該年度における牛肉等の輸入基準数量を超

えた場合

2 前項に規定する当該年度又は前年度における牛肉等の輸入数量は、関税法第百二条第一項第一号(統計の作成)の統計の数値又は当該統計の作成方法を基準として政令で定めるところにより算出するものとする。

第八條第一項中「昭和六十五年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改め、「(加工のため輸出された貨物にあつては、政令で定めるものに限る。)」を削り、「関税率法別表第八十四類から第九十二類までに該当する製品(同表)」を「次に掲げる製品(関税率法別表)に改め、同項に次の各号を加える。

一 関税率法別表第六十二類に該当する製品(本邦から輸出された政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

二 関税率法別表第八十四類から第九十二類までに該当する製品(加工のため本邦から輸出された貨物を原料又は材料としたものに限るものとし、政令で定める加工又は組立てがされたものを除く。)

ら輸出された貨物を原料又は材料としたものにあつては、政令で定める貨物を原料又は材料としたものに限る。)

第八條の二第一項中「昭和六十六年三月三十一日」を「平成三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「及び関税率法別表第一五二・一〇九〇号に掲げる物品のうちみづろう」を削る。

第八條の三第一項中「物品にあつては、関税率法別表第一五二・一〇九〇号に掲げる物品のうちみづろうに限る」を「物品を除く」に改め、同条第二項中「関税率法別表第一五二・一〇九〇号に掲げる物品のうちみづろう及び第五三・〇七項に掲げる物品を除く」を削る。

第八條の四第一項中「物品にあつては、関税率法別表第五三・〇七項に掲げるものに限る及び物品にあつては、同法別表第五三・〇七項に掲げるものに限る」を「物品を除く」に、「掲げる日」を「定める日」に改める。

第九條、第十條第一号、第十條の二及び第十條第一項中「第六條の三」を「第六條」に改める。

別表第一中「暫定関税率表第二条」の下に、第七条の六、第八條を加える。

別表第一(A)第〇一・〇三項の次に次の二項を加える。

〇二・〇一
〇二・〇二

牛の肉(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)

枝肉及び半丸枝肉

〇二・〇一・二〇

その他の骨付き肉

〇二・〇一・三〇

骨付きでない肉

(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの
(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに輸入されるもの

(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの	七〇%
(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに輸入されるもの	六〇%
骨付きでない肉	二五%
(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日	二五%

<p>〇二〇二 〇二〇二・一〇</p>	<p>(3) までに輸入されるもの 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで輸入されるもの 牛の肉(冷凍したものに限る。) 枝肉及び半丸枝肉</p>	<p>七〇% 六〇%</p>
<p>〇二〇二・二〇</p>	<p>(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで輸入されるもの (3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで輸入されるもの その他の骨付き肉</p>	<p>二五% 七〇% 六〇%</p>
<p>〇二〇二・三〇</p>	<p>(1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで輸入されるもの (3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで輸入されるもの 骨付きでない肉</p>	<p>二五% 七〇% 六〇%</p>
<p>別表第一(A)第〇二〇六・一〇号中</p>	<p>牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。) 臓器及び舌</p>	<p>一五% を</p>
<p>牛のもの(生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。)</p>	<p>一 ほぼ肉及び頭肉 (1) 平成三年三月三十一日までに輸入されるもの (2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで輸入されるもの (3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで輸入されるもの 二 その他のものうち 臓器及び舌</p>	<p>二五% 七〇% 六〇% 一五%</p>
<p>別表第一(A)第〇二〇六・二九号を次のように改める。 〇二〇六・二九</p>	<p>一 ほぼ肉及び頭肉 その他のもの</p>	<p>二五%</p>
<p>別表第一(A)第〇二〇七・三九号及び第〇二〇七・四一号中「二四%」を「二二%」に改める。 別表第一(A)第〇四〇六・二〇号及び第〇四〇六・三〇号を次のように改める。 〇四〇六・二〇</p>	<p>(2) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで輸入されるもの (3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで輸入されるもの 二 その他のものうち 臓器</p>	<p>七〇% 六〇% 一五%</p>
<p>〇四〇六・三〇</p>	<p>一 プロセスチーズのもの (1) 平成二年三月三十一日までに輸入されるもの (2) 平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで輸入されるもの (3) 平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで輸入されるもの プロセスチーズ(おろしチーズ及び粉チーズを除く。)</p>	<p>六〇% 五〇% 四〇% 六〇% 五〇% 四〇%</p>
<p>別表第一(A)第〇八〇一・二〇号中「一〇%」を「四%」に改める。 別表第一(A)第〇八〇二・三一号及び第〇八〇二・三二号中「二六%」を「一〇%」に改める。 別表第一(A)第〇八〇二・五〇号中「九%」を「無税」に改める。 別表第一(A)第〇八〇二・九〇号中「九%」を「五%」に改める。 別表第一(A)第〇八〇五・三〇号中「五%」を「無税」に改める。 別表第一(A)第〇八〇五・四〇号を次のように改める。 〇八〇五・四〇 グレイプフルーツ</p>	<p>(1) 平成元年五月三十一日までに輸入されるもの (2) 平成元年六月一日から同年一月三十一日まで輸入されるもの (3) 平成元年二月一日から平成二年三月三十一日まで輸入されるもの (4) 平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで輸入されるもの</p>	<p>一五% 一〇% 一五% 一〇%</p>

<p>ないもの 爆裂種のもの(通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。) その他のもの</p>	<p>当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの</p>	<p>コーンスターチの製造に使用するもの 飼料のうち政令で定めるものの製造に使用するもの コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの その他のもの</p>	<p>平成二年三月三十一日までに輸入されるもの その他のもの</p>	<p>平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>無税</p>	<p>一〇%</p>	<p>七〇%(その率が一キログラムにつき一四円の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p>	<p>六〇%(その率が一キログラムにつき一三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p>	<p>五〇%(その率が一キログラムにつき一二円の従量税率より低いときは、当該従量税率)</p>
<p>別表第一(A)第二二・一九〇号中「その他のもの」 七 除虫菊 「一四%」に改める。</p>	<p>別表第一(A)第三〇一・一〇〇号中「一〇%」を「無税」に改める。 別表第一(A)第三〇二・一四〇号中「一〇%」を「七%」に改め、同号の次に次の一号を加える。 一三〇二・一九 その他のもの 一 飲料のもと (二) その他のもの</p>	<p>別表第一(A)第三三・二〇二項の次に次の二項を加える。 一四・〇一 主として組物に使用する植物性材料(例えば、穀物のわらで清淨にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージヤ、ラフィア及びライム樹皮) その他のもの 二 その他のもののうち くずのつる</p>	<p>一四〇一・九〇</p>	<p>一四・〇三</p>	<p>一四〇三・一〇</p>	<p>別表第二(A)第一四〇四・九〇号中「除虫菊かす」 「無税」を「七%」に改める。</p>	<p>別表第二(A)第一五二三・二一九号中「九%」を「七%」に、「一〇円」を「七円」に改める。 別表第二(A)第一五二三・二一九号及び第一五二三・二一九号中「八%」を「七%」に改める。 別表第二(A)第一五二五・三〇号中「七・二%」を「七%」に改める。 別表第二(A)第一五二七・九〇号に次のように加える。</p>	<p>別表第二(A)第一五・一七項の次に次の四項を加える。 一五・一九 工業用の脂肪性モノカルボン酸、アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール 工業用の脂肪性モノカルボン酸 ステアリン酸</p>	<p>一五一九・一一</p>	<p>四・八%</p>	<p>二・五%</p>		

一五二九・一二	オレイン酸	二・五%
一五二九・一九	その他のもの	二・五%
一五二九・二〇	アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの	二・五%
一五二九・三〇	工業用の脂肪性アルコール	二・五%
一五・二〇	グリセリン(純粹であるかないかを問わない)、グリセリン水及びグリセリン廃液	二・五%
一五二〇・一〇	グリセリン(粗のものに限る)、グリセリン水及びグリセリン廃液	五%
一五二〇・九〇	その他のもの(合成グリセリンを含む)	五%
一五・二二	植物性ろう(トリグリセリドを除く)、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう(精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない)	無税
一五二二・一〇	植物性ろう	無税
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る)及びこれらの物品をもととした調製食品	一〇%

別表第一(A)第一六〇二・四九号の次に次の一号を加える。

一六〇二・五〇	牛のもの	一〇%
	二 その他のもの	
	(一) その他のもの	
	B その他のもの	
	(b) 調味した後に乾燥したもの	一〇%
	(d) その他のもの	
	ハ その他のもの	
	(1) 平成二年三月三十一日までに輸入されるもの	二五%
	(2) 平成二年四月一日から平成四年三月三十一日までに輸入されるもの	七〇%
	(3) 平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までに輸入されるもの	六〇%

別表第一(A)第一七〇二・九〇

一七〇二・五〇	果糖(化学的に純粋なものに限る)	九%
一七〇二・九〇	その他のもの(転化糖を含む)	に改める。

別表第一(A)第一八〇四・〇〇号中「二・五%」を「無税」に改める。

二	その他のものうち チョコレート製造用のココアを含有する調製食品について、当該年度におけるチョコレート製造用の当該調製食品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税
---	--	----

別表第一(A)第一八〇六・二〇号中

一	砂糖を加えたものうち チューインガムその他の砂糖菓子以外のもの (塊状、板状及びペースト状のものを除く)	二八%
二	その他のものうち チョコレート製造用のココアを含有する調製食品について、当該年度におけるチョコレート製造用の当該調製食品及び粉乳の需給その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの	無税

別表第一(A)第一九〇二・二〇号の次に次の一項を加える。

一九〇四・一〇	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食品(例えば、コーンフレーク)及び粒状の穀物(とうもろこしを除く)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの	無税
	穀物又は穀物産品を膨脹させて又はいつて得た調製食品のうち 朝食用穀物調製品(米、小麦、大麦、裸麦及びライ小麦を単に膨脹させて又はいつて得たものを除く)	一五・四%

別表第一(A)第二〇〇二・九〇号中

トマトピューレー及びトマトペースト	トマトピューレー及びトマトペースト	二〇%
トマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものについて、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量		に改める。

<p>以内のもの その他のもの</p> <p>別表第一(A)第二〇〇五・五一号中</p> <p>一 砂糖を加えたもの</p> <p>(1) 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>無税</p> <p>二八% を</p>	<p>豆(さや付きのものを除く。)</p> <p>気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)</p> <p>その他のもの</p> <p>二八% を</p> <p>二八% を</p> <p>二八% を</p>	<p>別表第一(A)第二〇〇五・九〇号中</p> <p>豆(さや付きのものを除く。)</p> <p>気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)</p> <p>その他のもの</p> <p>二八% を</p> <p>二八% を</p> <p>二八% を</p>	<p>別表第一(A)第二〇〇八・一九号中</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(1) パルプ状のものうち カシューナット(いつたものを除く。)以外 のもの</p> <p>二〇% を</p> <p>二〇% を</p> <p>二〇% を</p>	<p>(2) その他のものうち マカダミアナット(いつたものに限る。) 及びペカン(いつたものに限る。)</p> <p>その他のもの(いつたものに限るものとし、 アーモンド、ココヤシの実、ブラジルナツト、パラダイスナツト、ヘーゼルナツト、 カシューナツト及びびぎんなんを除く。)</p> <p>五% に改める。</p> <p>六% に改める。</p>	<p>別表第一(A)第二〇〇八・九九号を次のように改める。</p> <p>二〇〇八・九九</p> <p>一 梅</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 砂糖を加えたもの</p> <p>二〇% を</p>
<p>(1) パルプ状のものうち バナナ及びアボカド―</p> <p>(2) その他のものうち ベリー、ブルー、バナナ、ア ボカド―、マンゴー、グアバ及び マンゴスチン以外のもの</p> <p>三〇% を</p>	<p>(一) その他のもの</p> <p>(1) パルプ状のものうち ブルー、バナナ及びアボカド― その他のものうち さといも(冷凍したものに限る。)</p> <p>(2) その他のもの(ブルー、バナナ、 アボカド―、マンゴー、グアバ及 びマンゴスチンを除く。)</p> <p>二〇% を</p> <p>一〇% を</p> <p>二〇% を</p>	<p>別表第一(A)第二〇〇九項を削る。</p> <p>別表第一(A)第二〇一・一〇号中</p> <p>(一) その他のものうち インスタントコー ヒー</p> <p>一四% を</p>	<p>(二) その他のもの</p> <p>(1) インスタントコーヒー</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>二二・三% に改める。</p> <p>一六% に改める。</p>	<p>別表第一(A)第二一・〇三項中第二一・〇三・二〇号を削り、同項に次の一号を加える。</p> <p>二一・〇三・九〇</p> <p>その他のもの</p> <p>一 ソースのうち マヨネーズ</p> <p>二二・八% を</p> <p>別表第一(A)第二一・〇三項の次に次の二項を加える。</p> <p>二一・〇四</p> <p>二一・〇四・一〇</p> <p>スープ、プロス、スープ用又はプロス用の調製品及 び均質混合調製食料品</p> <p>スープ、プロス及びスープ用又はプロス用の調製 品</p> <p>(1) 野菜のもの(気密容器入りのものに限る。)</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>七% を</p> <p>八・四% を</p>	<p>別表第一(A)第二〇六・九〇号中</p> <p>四 その他のもの</p> <p>二 チューインガム</p> <p>四 その他のもの</p> <p>第〇四・一〇項の物品のもの以外のものうち ビタミンをもととした栄養補助食品</p> <p>五% を</p> <p>二・五% を</p>

第〇四・一〇項の物品のもの以外のもの
うち
ビタミンをもととした栄養補助食品及び
植物性たんばくを加水分解したもの

二・五%

別表第一(A)第三三・〇九項を次のように改める。

二二・〇九

二二・〇九・一〇

飼料用に供する種類の調製品
犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに限る。)
のうち

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの
のうち

一キログラム
につき、七〇
円に重量比に
よる乳糖の含
有率が一〇%
を超える一%
ごとに七円を
加えた額

その他のもの(気密容器入りのもの(容器とも
一個の重量が一〇キログラム以下のものに限
る。))を除く。のうち

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超え
るもの(粗たんばく質の含有量が全重量の三
五%未満のものに限る。))以外のもの(うち
粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、
キューブ状その他これらに類する形状のもの
(含有糖分をしよ糖として計算した重量
が全重量の五%未満かつ遊離でん粉の含有
量が全重量の二〇%未満のもので、粗たん
ばく質の含有量が全重量の三五%未満のも
のに限るものとし、政令で定める選別方法
により分離できる碎米、米粉及び米のミ
ールの重量が全重量の一〇%以上のものを除
く。))以外のもの

二二・〇九・九〇

その他のもの
二 その他のもののうち

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの
のうち
ホワイトヴィール用子牛の育成に使用

に改める。

一キログラム
につき、七〇
円に重量比に
よる乳糖の含
有率が一〇%
を超える一%
ごとに七円を
加えた額

一キログラム
につき六〇円

するもの
その他のもの

その他のもの(関税率別表第一
二・一四項又は第三三・〇三項の物品を
もととしたもの(ペレット状、キュー
ブ状その他これらに類する形状のものに
限る。))、アルファルファ緑葉たんばく濃
縮物及び魚又は海樓哺乳動物のソリュ
ブル並びに気密容器入りのもの(容器とも
一個の重量が一〇キログラム以下
のものに限る。))を除く。のうち

課税価格が一キログラムにつき七〇円
を超えるもの(小売用の容器入りにし
たもの(気密容器入りのものを除く。))
で、粗たんばく質の含有量が全重量
の三五%未満のものに限る。))以外の
もの

粉状、ミール状、フレーク状、ペ
レット状、キューブ状その他これら
に類する形状のもの(含有糖分をし
よ糖として計算した重量が全重量の
五%未満かつ遊離でん粉の含有量が
全重量の二〇%未満のもので、粗た
んばく質の含有量が全重量の三五%
未満のものに限るものとし、政令で
定める選別方法により分離できる碎
米、米粉及び米のミールの重量が全
重量の一〇%以上のものを除く。))の
うち

犬、猫その他の愛がん用又は観賞
用の動物用のもの以外のもの
その他のもの

無税
一キログラム
につき、七〇
円の重量比に
よる乳糖の含
有率が一〇%
を超える一%
ごとに七円を
加えた額

一五%
一キログラム

<p>別表第一(A)第二七二〇・〇〇号中</p> <p>(b) その他のもの うち 政令で定める 石油化学製品 の製造に使用 するもの、ア ンモニアの製 造に使用する もの及びガス 事業法第二条 第二項に規定 する一般ガス 事業者がガス の製造に使用 するもの</p> <p>につき六〇円</p>	<p>(一) 灯油 B その他のものうち ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全 重量の九五%以上のものに限る。)</p> <p>(二) 灯油 B その他のもの (1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全 重量の九五%以上のものに限る。)</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(三) 軽油</p> <p>無税</p> <p>一キロリット ルにつき六三 〇円</p> <p>一キロリット ルにつき一、 四八〇円</p> <p>を</p>
<p>(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含 む。)</p> <p>(1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの</p> <p>(2) その他のもの</p> <p>(b) その他のもの</p> <p>(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、ア ンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条 第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用 するもの</p> <p>(2) 燃料用のもの(政令で定めるものに限る。)</p> <p>(3) その他のもの</p> <p>一キロリット ルにつき二、 一八〇円</p> <p>一キロリット ルにつき二、 四五〇円</p> <p>一キロリット ルにつき三三 二円</p> <p>一キロリット ルにつき七八 〇円</p> <p>一キロリット</p> <p>を</p>	<p>別表第一(A)第三三・〇二項中</p> <p>「五三〇円を三五〇円に、「一、六四〇円を二、七九〇円に、「三、九三〇円を三、七八〇円 に、「一、二六〇円を二、六〇〇円に、「一、一四〇円を二、五四〇円に改める。」</p> <p>精油(かんきつ類の果実のものに限 る。)</p> <p>ライムのもの 三・二%</p> <p>精油(かんきつ類の果実のものを除 く。)</p> <p>ゼラニウムのもの 無税</p> <p>ジャスミンのもの 三・二%</p> <p>第三三・〇一・二五号の次に次の四号を加える。</p> <p>ベチベルのもの 無税</p> <p>その他のもの</p> <p>二 その他のもの 無税</p> <p>(1) パチエリ油 無税</p> <p>(2) 芳油 二・五%</p> <p>(3) その他のもの 三・二%</p> <p>を</p>

別表第一(A)第四六〇・一〇一項中	四六〇一・二〇	敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限り)のうちいぐさ製又は七島製のもの	六%	を
四六〇一・一〇		さなだその他これに類する組物材料の物品(ストリップ状にしてあるかないかを問わない。)	三%	に
四六〇一・二〇		敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限り)のうちいぐさ製又は七島製のもの	六%	に
改め、同項の次に次の一項を加える。 四六〇二		かご細工物、枝条細工物その他の製品(組物材料から直接造形したもの及び第四六〇・一〇一項の物品から製造したものに限り)及びへちま製品	二・五%	に
四六〇二・九〇		(1) 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品 (2) その他のもの	二・八%	に
別表第一(A)第五二・一二項の次に次の二項を加える。 五三・〇七		第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮纖維の糸	五%	に
五三〇七・一〇		単糸	五%	に
五三〇七・二〇		マルチプルヤーン及びケーブルヤーン	五%	に
五三〇八		その他の植物性紡織用纖維の糸及び紙糸	無税	に
五三〇八・一〇		コイヤヤーン	無税	に
別表第一(A)第五六・〇四項の次に次の一項を加える。 五六・〇七		ひも、綱及びケーブル(組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。)	五%	に
五六〇七・一〇		第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮纖維製のもの	五%	に
五六〇七・二一		サイザルその他のアゲープ属の紡織用纖維製のもの	三%	に
別表第一(A)第五六・〇八項の次に次の一項を加える。 五七・〇二		結束用又は包装用のひも	三%	に
五七・〇二		じゆうたんその他の紡織用纖維の床用敷物(ケレム)	三%	に
五七〇二・一〇		ラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限り、ものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。	六%	を
五七〇二・二〇		ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	六%	を
別表第一(A)第六三・〇四項の次に次の一項を加える。 六三・〇五		ココヤシ纖維(コイヤ)製の床用敷物	五・二%	を
六三〇五・一〇		包装に使用する種類の袋	無税	を
別表第一(A)第六四〇・一〇号及び第六四〇・一九二号中「スキー靴で、昭和六五年三月三十一日までに輸入されるもの」を「スキー靴」に改める。 別表第一(A)第六四〇・一一号を次のように改める。 六四〇二・一一		第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮纖維製のもの	無税	を
六四〇二・一一		二 その他のもの	無税	を
別表第一(A)第六四〇・〇三項中「昭和六四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「三、一一〇、〇〇〇」を「三、五八〇、〇〇〇」に改める。 別表第一(A)第六四〇・〇四項及び第六四〇・〇五項中「昭和六四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。 八四・三〇		ラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限り、ものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。	六%	を
八四・三〇		ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	六%	を
別表第一(A)第八四・三〇項中		ココヤシ纖維(コイヤ)製の床用敷物	五・二%	を
八四・三〇		包装に使用する種類の袋	無税	を
別表第一(A)第六四〇・一〇号及び第六四〇・一九二号中「スキー靴で、昭和六五年三月三十一日までに輸入されるもの」を「スキー靴」に改める。 別表第一(A)第六四〇・一一号を次のように改める。 六四〇二・一一		第五三・〇三項のジュートその他の紡織用靱皮纖維製のもの	無税	を
六四〇二・一一		二 その他のもの	無税	を
別表第一(A)第六四〇・〇三項中「昭和六四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に、「三、一一〇、〇〇〇」を「三、五八〇、〇〇〇」に改める。 別表第一(A)第六四〇・〇四項及び第六四〇・〇五項中「昭和六四年三月三十一日」を「平成二年三月三十一日」に改める。 八四・三〇		ラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限り、ものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。	六%	を
八四・三〇		ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物	六%	を
別表第一(A)第八四・三〇項中		ココヤシ纖維(コイヤ)製の床用敷物	五・二%	を
八四・三〇		包装に使用する種類の袋	無税	を

○号及び第一五二九・三〇号を削る。

別表第一(B)第一五・二〇項及び第一七・〇二項を削る。

別表第一(B)第一九〇四・一〇号を次のように改める。

一九〇四・一〇

穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食品のうち
朝食用穀物調製品(米、小麦、大麦、裸麦及びライ小麦を単に膨張させて又はいつて得たものを除く。)以外のもの

(2) その他のもの

(i) アーモンド

別表第一(B)第二〇八・一九号中

(ii) ベカン(いつたものに限る。)
(iii) その他のもの

(2) その他のものうち

アーモンド(いつたものに限る。)及びマカダミアナット(いつたものを除く。)
その他のもの(ココヤシの美、ブラジルナット、パラダイスナット、ヘーゼルナット、カシューナット及びぎんなん以外のものにあつては、いつたものを除く。)

別表第一(B)第二〇一・一〇号を削る。

ソース

(1) マヨネーズ

(2) フレンチドレッシング及びサラダレッシング

(3) その他のもの

別表第一(B)第二一〇三・九〇号中

ソースのうち

フレンチドレッシング及びサラダレッシング
その他のもの(マヨネーズを除く。)

別表第一(B)第二一〇四・一〇号を削る。

別表第一(B)第二一〇六・九〇号中

二 チューインガム

八%を削る。

一二%
九・六%
に改める。

を

別表第一(B)第二七二〇・〇〇号中

C その他のもの

(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。)

(1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの

(2) その他のもの

(b) その他のものうち

燃料用のもの(政令で定めるものに限る。)

その他のもの(政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの、アンモニアの製造に使用するもの及びガス事業法第二条第二項に規定する一般ガス事業者がガスの製造に使用するものを除く。)

一キロリットルにつき二、四二六円四〇銭
一キロリットルにつき二、六九六円

一キロリットルにつき一、七二〇円

B その他のものうち
ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の
含有量が全重量の九五%以上のものに限
る。)以外のもの

(三) 軽油

一キロリット
ルにつき八〇
八円
一キロリット
ルにつき一、
五二円

を削る。

別表第一(B)第三三〇一・一四号、第三三〇一・二二号、第三三〇一・二二二号、第三三〇一・二
六号、第三三〇一・二九号、第三三〇一・三三〇号、第三三〇一・三三〇一・九〇号、第三三〇一・一〇号及び
第四〇一〇・九九号を削る。

別表第一(B)第四〇一・一四項を削る。

別表第一(B)第四〇一・一五項中

四〇一五・一一
四〇一五・一九

手袋
外科用の
もの
その他の
もの

三・四%
三・四%

を

削る。

別表第一(B)第四四・一四項を削る。

別表第一(B)第四四一九・〇〇号を次のように改める。

四四一九・〇〇

木製の食卓用品及び台所用用品のうち
割りばし

五・六%

別表第一(B)第四四・二〇項及び第四四・二二項を削る。

別表第一(B)第四六〇一・一〇号及び第四六〇二・九〇号を削る。

別表第一(B)第五三・〇七項を削る。

別表第一(B)第五三〇八・一〇号、第五六〇七・一〇号、第五六〇七・二二号及び第五七〇二・
一〇号を削る。

別表第一(B)第五七・〇二項中

五七〇二・二〇
ココヤシ織
維(コイヤ)
製の床用敷
物

八・四%

を

削る。

別表第一(B)第六三〇五・一〇号、第八四三〇・三三三号、第八四三三・二〇号及び第八四三三・
三〇号を削る。

八四三三・五一
その他の収
穫機及び脱
穀機
コンバイ

四・八%

別表第一(B)第八四・三三項中

八四三三・五二
八四三三・五三
八四三三・五九

ンその他
の脱穀機
根菜類又
は塊茎の
収穫機
その他の
もの

四・八%
四・八%
四・八%

を

削る。

別表第一(B)第八四三三・六〇号、八四三三・九〇号及び第八四三三・二〇号を削る。

別表第一(B)第八四・三六項中

八四三六・八〇

その他の機械

飼料調製用機
械

三・四%
三・四%
及び

三・四%を削る。

別表第一(B)第九四〇一・五〇号を削る。

八四三六・九九

その他のもの

三・四%を削る。

九四〇一・六一

その他の腰掛
け(木製フ
レームのもの
に限る。)
アツパホル
スターのも
の
(1) 革張
りのもの
(2) その
他のもの
その他のもの

四・三%
三・八%
三・八%

別表第一(B)第九四・〇二項中

九四〇一・六九

削る。

別表第一(B)第九四〇一・九〇号を次のように改める。

九四〇一・九〇

部分品のうち
革製のもの

三・八%

別表第一(B)第九四〇三・三〇号から第九四〇三・六〇号まで及び第九四〇三・八〇号を削る。

別表第一(B)第九四〇三・九〇号を次のように改める。

九四〇三・九〇

部分品のうち
金属製のもの

三・八%

